平成２７年（フ）第６８号
神奈川県小田原市**蓮**正寺540番地の18　**蓮**正寺アパート102
破産者　高橋　一雄
1　決定年月日　平成27年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１７７号
堺市堺区南丸保園５番４―101号
破産者　エニウェイ堺こと　岸本　智聡
1　決定年月日　平成27年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２２号
山口県周南市大字呼坂418番地の25、前住所山口県岩国市錦見８丁目２番７号
破産者　伊藤　龍馬
1　決定年月日　平成27年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第６６号
徳島県小松島市坂野町字楠木35番地の１
破産者　矢本　貞雄
1　決定年月日　平成27年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７７号
徳島県徳島市名東町３丁目408番地の３
破産者　山上　孝**德**
1　決定年月日　平成27年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４号
宮崎県日南市大字楠原47番地
破産者　三村　直樹
1　決定年月日　平成27年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部

平成２７年（フ）第９号
秋田県横手市山内土渕字野中28番地
破産者　佐藤　幸子
1　決定年月日　平成27年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第１０号
福島県郡山市富久山町久保田字桝形35番地
破産者　佐藤　昌夫
1　決定年月日　平成27年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第２９７号
神奈川県海老名市大谷北３丁目７番14号
破産者　梶　　陽一
1　決定年月日　平成27年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３９６号
横浜市栄区公田町1051番地28
破産者　竹本　　登
1　決定年月日　平成27年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４２１号
横浜市港南区野庭町220番地12
破産者　水無瀬　優（旧姓樺山）
1　決定年月日　平成27年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４４９号
新潟市西蒲区大原496番地
破産者　竹内　喜和
1　決定年月日　平成27年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３７０５号
京都市西京区川島北裏町74番地１メイゾン桂東602号室、開始決定時の住所大阪府三島郡島本町山崎２丁目１番２―603号
破産者　吉田　淳一
1　決定年月日　平成27年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６５６号
広島市中区小網町６番32―503号
破産者　石原　和則
1　決定年月日　平成27年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２６号
香川県高松市上福岡町791―１グリーンヒルズ玉藻Ｉ102号、開始決定時の住所香川県高松市多賀町２丁目１番13号
破産者　鎌野　順子
1　決定年月日　平成27年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３１号
香川県東かがわ市入野山888番地２
破産者　中塚　秀彦
1　決定年月日　平成27年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４０３号
高知市本宮町31番地２　池上コーポ201
破産者　寺岡　眞二
1　決定年月日　平成27年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第６０号
高知市瀬戸東町３丁目392番地
破産者　井上　浩之
1　決定年月日　平成27年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３３号
大分県速見郡日出町大字藤原4617番地　大分県渓泉寮
破産者　岩尾　一巳
1　決定年月日　平成27年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係